

# 桑都塾 入塾約款

## 第1条（契約の成立）

入塾希望者（以下、申込者という）は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、表記学習塾（以下、学習塾という）に対して入塾の申し込みを行い、学習塾はこれを承諾する。

## 第2条（役務の提供及び対価の支払）

学習塾は、申込者に対し、学習塾の定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した入塾契約書（以下、契約書という）記載の内容の役務を提供する。

2 申込者は、授業料、その他契約書に記載された金額を契約書の定める方法により学習塾の指定する期日までに支払うこととする。

## 第3条（学習指導の形態）

契約書記載の指導形態については、以下の通りとする。

1 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとする。

2 一斉指導とは、所定の指導時間内に一人の講師が授業形式で指導するものとする。

## 第4条（学習指導の実施場所）

学習塾は、契約書記載のオンライン通話において学習指導を行う。ただし、やむをえない事情がある場合には、両者合意のうえ、他のサービスを使用することがある。

## 第5条（学習指導期間と契約期間）

学習指導の契約期間は、基本的に1ヶ月間とする。申込者或いは学習塾から所定の申し出がない限り、1ヶ月単位の自動継続とする。

2 自動延長による最大延長期間は大学卒業時とする。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとする。

## 第6条（入塾申込後のクーリングオフ等）

申込者は、契約書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができる。

## 第7条（入塾申込後の撤回又は解除の方法）

前条による申込の撤回又は契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、学習塾宛に発信した時より成立する。

## 第8条（損害賠償）

学習塾の業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、学習塾は相応の補償を行う。

但し、学習塾の管理下でない間に発生した事故、学習塾の生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害については、一切損害賠償の責めは負わない。

第9条（紛争の解決）

本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとする。

2 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引法その他の法令によるものとする。

2025年3月28日 施行